

平成26年9月30日

印西地区環境整備事業組合
管理者 板倉 正直 様

印西地区環境整備事業組合
次期中間処理施設整備事業用地検討委員会
委員長 寺嶋 均

最終答申書（案）

次期中間処理施設整備事業に関する用地選定について

平成25年4月21日付け印環第275号で諮問された次期中間処理施設整備事業の用地選定について、これ迄17回開催した会議における調査審議及び2回実施した現地調査等により、全9項目からなる諮問事項に関する結論が得られたので、最終答申書を提出します。

目次

はじめに

1. 本編

(1) 最終答申書の概要	1
(2) 候補地の抽出結果	6
(3) 候補地の比較評価結果	14
(4) 候補地の記述評価及び詳細情報	19

おわりに

2. 資料編

(1) 諮問書	1-1
(2) 用地検討の概要	2-1
(3) 候補地の募集要項	3-1
(4) 候補地の応募申込書	4-1
(5) 候補地の比較評価項目・基準・配点	5-1
(6) 先進地視察報告	6-1
(7) 候補地の選定方法に関するパブリックコメント募集の結果	7-1
(8) 候補地の選定方法に関する説明会の結果	8-1
(9) 印西市・白井市・栄町の推薦地に関する回答	9-1
(10) 候補地の関係町内会組織への事前事業説明の結果	10-1
(11) 候補地の現地調査報告	11-1
(12) 周辺住民意見交換会の結果	12-1
(13) 候補地の特記事項	13-1

(14) 審査結果報告会の結果	14-1
(15) 会議等開催経過	15-1
(16) 施設規模の見込みについて	16-1
(17) 同意書	17-1
(18) 請願書・要望書	18-1
(19) 用地検討に関する委員意見の概要	19-1
(20) 意見書	20-1
(21) 印西市・白井市・栄町の財政状況	21-1
(22) 組合広報紙の特集号	22-1
(23) 用地検討委員会関係条例等	23-1
(24) 用地検討委員会委員名簿	24-1

はじめに（案）

印西地区（印西市・白井市・栄町）における一般廃棄物の中間処理を担う印西クリーンセンターは、千葉ニュータウンの中心部である千葉ニュータウン中央駅近傍に位置している。この地域は昭和 59 年の千葉ニュータウン中央駅開業から約 30 年の間に、商業施設、高層住宅及び企業オフィスビル群が林立するなど、大きく変貌を遂げている。稼働開始は千葉ニュータウン中央駅の開業から 1 年後の昭和 61 年であり今年で 29 年目を迎えたが、単にごみを処理して、減量・減容化を行う施設に留まらないごみ焼却熱の有効利用など、将来の中間処理施設の方向性を見据えた施設として、また、これまで公害などの大きなトラブルもなく安定・安全操業を継続し、まさに千葉ニュータウンと共に歩み続けてきた都市施設である。

施設の老朽化に伴う次期中間処理施設整備計画については、平成 23 年度に建設予定地を千葉ニュータウン 9 住区に決定したものの、周辺住民などの理解が得られず、印西地区の中間処理施設整備の方向性が定まらない状況にあった。

この様な背景の中、平成 24 年度に印西地区環境整備事業組合管理者の附属機関として用地検討委員会が設置され、平成 25 年 4 月に管理者より次期中間処理施設整備事業に関する用地選定について諮問を受けた。

用地検討委員会の委員は、公募により選任された住民 10 人、印西クリーンセンター環境委員会住民側委員 1 人、学識経験者 4 人の計 15 人で構成され、徹底した情報公開と逐次住民からの意見を受け付けて会議における参考資料とし、1 年 6 か月にわたり 17 回の会議、2 回の現地調査及び 1 回の先進地視察を行い、慎重かつ活発な議論を重ねてきたところである。

候補地の抽出方法は、広く公募することを基軸とし、併せて関係市町に候補地の推薦を依頼し、また、現在地を加えたすべての候補地を 1 次～3 次の段階審査の中で多面的に比較評価することを平成 25 年 12 月に中間答申書として管理者へ提出した。

その後抽出された 4 箇所の応募地に現在地を加えた 5 箇所を候補地として決定し、1 次審査で用地条件の確認、2 次審査で施設の建設・運営に適さない用地の減点評価、3 次審査でより良い施設となり得る用地の加点評価を行った。

なお、3 次審査では、未だに住民から迷惑施設と捉えられてしまう中間処理施設の用地選定における新たな試みとして周辺住民意見交換会を開催し、周辺住民の理解度・協力度の状況把握に努め、候補地の比較評価に反映させた。

以上による多面的且つ総合的な評価を行い、用地検討委員会の調査審議結果を本答申として整理した。

用地選定の段階から住民参加の意識をもった事業推進は全国的に見ても例が少なく、手探りの中で調査審議を重ねてきたが、住民合意の必要性を重く受け止めた公平・公正な答申として整理されたものと確信する。

本答申が、印西地区における次期中間処理施設の整備実現に向け一役となることを期待する。

次期中間処理施設整備事業用地検討委員会 委員長 寺嶋 均

1. 本編

(1) 最終答申書の概要

諮問(1) 次期中間処理施設の整備に適した用地の条件に関すること。

答申(1)

用地条件として次の4項目を設定した。(1次審査)

- ・面積を2.5ha程度とすること。
- ・洪水浸水地域を除外すること。
- ・自然公園法で規定する地域を除外すること。
- ・その他として、施設の建設・運営に著しく不適又は困難な土地を除外すること。

資料編(3)「候補地の募集要項 4) 募集要項(2) 用地条件」を参照

諮問（２）貴検討委員会が定めた方法により募集する用地(以下「比較対象地」という。)の比較評価項目に関すること。

答申（２）

比較評価項目として次の項目を設定した。（２次審査・３次審査）

２次審査	
大項目	小項目
生活環境の保全	地域住民の日常生活への影響
	地域景観への影響
自然環境等の保全	里地里山の保全
	生物多様性の保全
	地球温暖化防止
法規制	各種規制の状況
	用途地域の適合
地盤の安定性	液状化予測地域
	地形の状況

３次審査	
大項目	小項目
周辺住民の理解度・協力度	周辺住民の理解度・協力度の状況
経済性	概算事業費
地域社会貢献	地域活性化への寄与

資料編（５）「候補地の比較評価項目・基準・配点」を参照

諮問（３）比較対象地の比較評価基準に関すること。

答申（３）

答申（２）の小項目毎に比較評価基準を設定した。

資料編（５）「候補地の比較評価項目・基準・配点」を参照

諮問（４）比較評価項目毎の配点に関すること。

答申（４）

答申（２）の大項目・小項目毎に配点を設定した。

資料編（５）「候補地の比較評価項目・基準・配点」を参照

諮問（５）用地の募集方法に関すること。

答申（５）

用地の募集方法（候補地の抽出方法）は、次のとおりとした。

- １．関係市町区域内の土地を対象とした公募
- ２．関係市町による推薦
 - ①新たな候補地を推薦依頼
 - ②前回計画における比較検討地５箇所（印西市泉・多々羅田地先、印西市大森・草深地先、旧本埜村みどり台３丁目地先、旧印旛村岩戸地先、白井市平塚地先）が現在も候補地としてなり得るか及び再度推薦するか照会
- ３．「諮問（９）その他、用地選定において必要と認められる事項に関すること。」に基づき、現在地は建替用地を保有していることから、候補地の１つとして位置付ける。

資料編（３）「候補地の募集要項 ５）建設予定地決定までの流れ」を参照

諮問（６）募集の結果、応募がなかった場合の対応に関すること。

答申（６）

答申（５）１による応募があったことから、答申の対象外とする。

P6「（２）候補地の抽出結果」を参照

諮問（7）比較対象地の比較評価（候補地の選定）に関すること。

答申（7）

答申（5）により候補地を抽出し、答申（1）の用地条件を確認した後、答申（2）の比較評価項目、答申（3）の比較評価基準及び答申（4）の比較評価項目毎の配点に基づき候補地を比較評価し、順位付を行った。

第1位 ●●
第2位 ●●
第3位 ●●
第4位 ●●
第5位 ●●

P14 「（3）候補地の比較評価結果」を参照

諮問（8）候補地の周辺住民との合意形成に関すること。

答申（8）

候補地の周辺住民との合意を円滑に形成するために、特に必要なものとして次の5点を挙げる。

1. 徹底した情報公開、透明性及び公平性の確保に努めること。
2. 建設候補地を決定した後に開催する「建設候補地周辺住民説明会」の対象範囲を状況に応じて適切に設定すること。
3. 最新の清掃工場は、高度な燃焼技術と徹底した排ガス処理などにより、生活環境に影響を及ぼす施設ではないことについて、より一層理解を深めていただけるよう十分に説明すること。
4. 最新の清掃工場は、一般廃棄物を安全に処理するだけに止まらず、排熱利用及び雇用創出を含む地域振興事業などにより、地域活性化の起爆剤となり得ることについて、より一層理解を深めていただけるよう十分に説明すること。
5. 住民参加型の取り組みにより、施設整備基本計画、排熱利用及び地域振興事業などの検討を進めること。

資料編（17）「用地検討に関する委員意見の概要」を参照

諮問（9）その他、用地選定において必要と認められる事項に関すること。

答申（9）

答申（5）3で記述しているとおり、現在地は建替用地を保有していることから、候補地の1つとして位置付けることを会議で決した。

(2) 候補地の抽出結果

■関係市町区域内の土地を対象とした公募

平成26年1月6日から平成26年3月31日までの期間で候補地の募集を行った結果、岩戸地区、草深地区、滝地区、武西地区から2箇所、吉田地区の計6箇所から応募があった。

ただし、草深地区が平成26年5月9日、武西地区の1箇所が平成26年6月10日に、それぞれ応募者のご意向により取り下げとなった。

よって、最終的な応募地は、次の計4箇所となる。

岩戸地区、滝地区、武西地区、吉田地区

■関係市町による推薦

関係市町に新たな推薦地の有無を照会したが、推薦地はなかった。

また、前回計画における5箇所の比較検討地【印西市泉・多々羅田(9住区)、印西市大森・草深、旧本埜村みどり台三丁目、旧印旛村岩戸、白井市平塚】の再度推薦の有無を照会したが、推薦地はなかった。

照会日：組 合 平成26年1月10日

回答日：印西市 平成26年3月31日

白井市 平成26年3月31日

栄 町 平成26年3月20日

■現在地

現在地は建替用地を保有していることから、候補地の1つとして位置付けた。

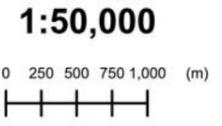
■候補地の抽出結果

以上により、候補地として岩戸地区、滝地区、武西地区、吉田地区及び現在地の計5箇所が抽出された。

P7～P13 「候補地の募集結果(1)、(2)及び候補地図面」を参照

候補地の募集結果 (1)

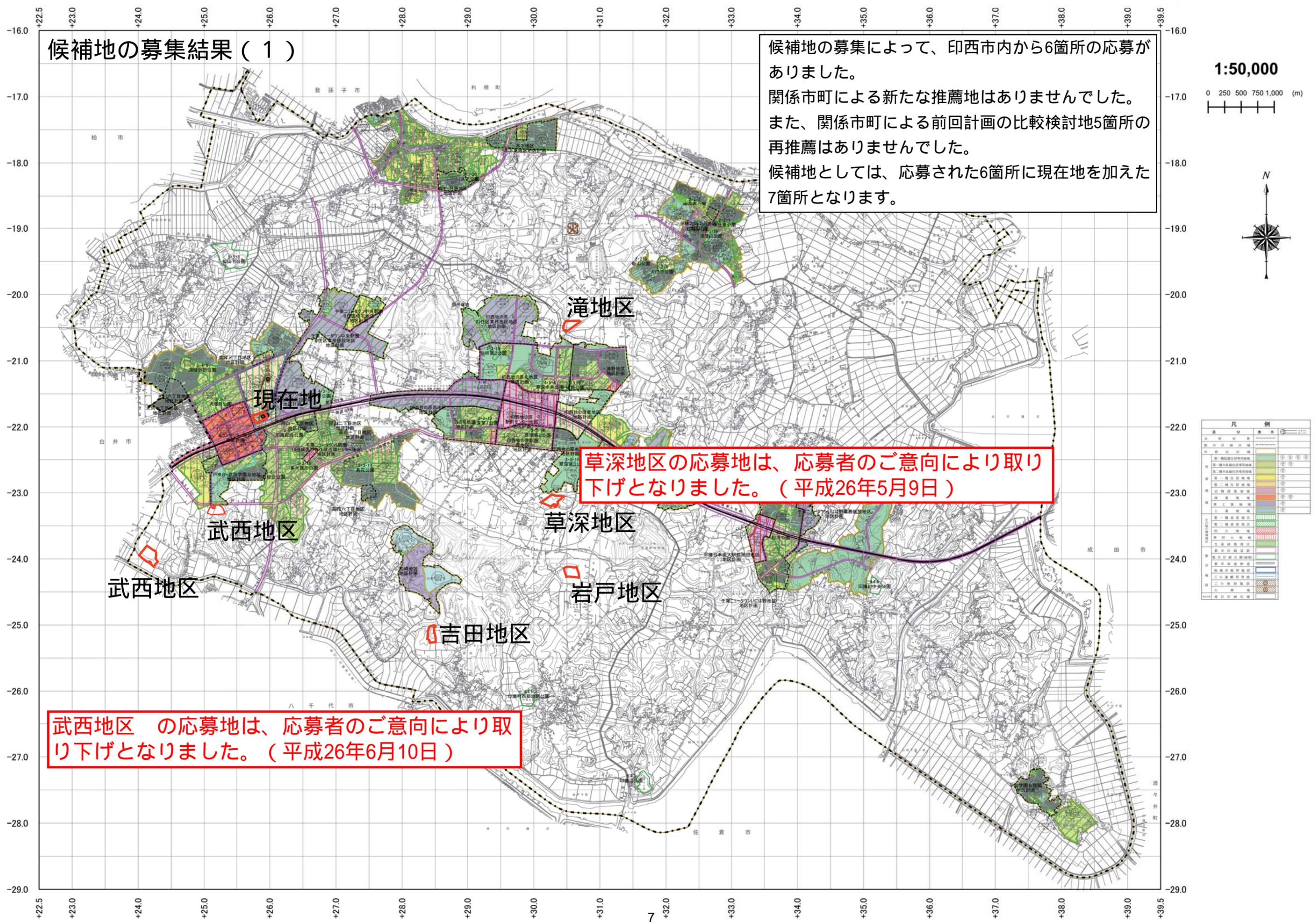
候補地の募集によって、印西市内から6箇所の応募がありました。
 関係市町による新たな推薦地はありませんでした。
 また、関係市町による前回計画の比較検討地5箇所の再推薦はありませんでした。
 候補地としては、応募された6箇所に現在地を加えた7箇所となります。



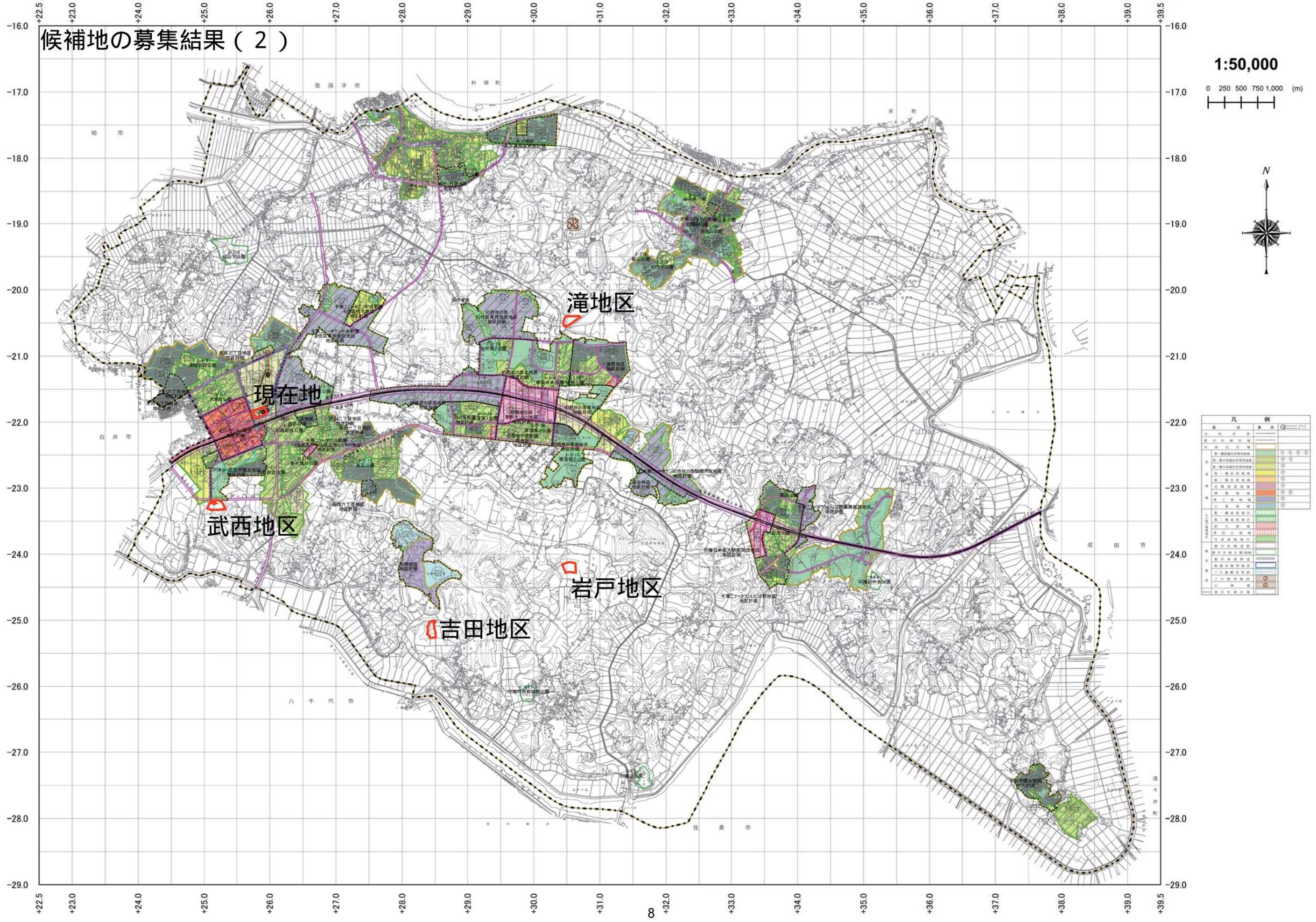
凡 例	
市界	市界
町界	町界
第一種市街地	第一種市街地
第二種市街地	第二種市街地
第三種市街地	第三種市街地
第一種市街地	第一種市街地
第二種市街地	第二種市街地
第三種市街地	第三種市街地
第一種市街地	第一種市街地
第二種市街地	第二種市街地
第三種市街地	第三種市街地
第一種市街地	第一種市街地
第二種市街地	第二種市街地
第三種市街地	第三種市街地
第一種市街地	第一種市街地
第二種市街地	第二種市街地
第三種市街地	第三種市街地
第一種市街地	第一種市街地
第二種市街地	第二種市街地
第三種市街地	第三種市街地
第一種市街地	第一種市街地
第二種市街地	第二種市街地
第三種市街地	第三種市街地

草深地区の応募地は、応募者のご意向により取り下げとなりました。(平成26年5月9日)

武西地区 の応募地は、応募者のご意向により取り下げとなりました。(平成26年6月10日)



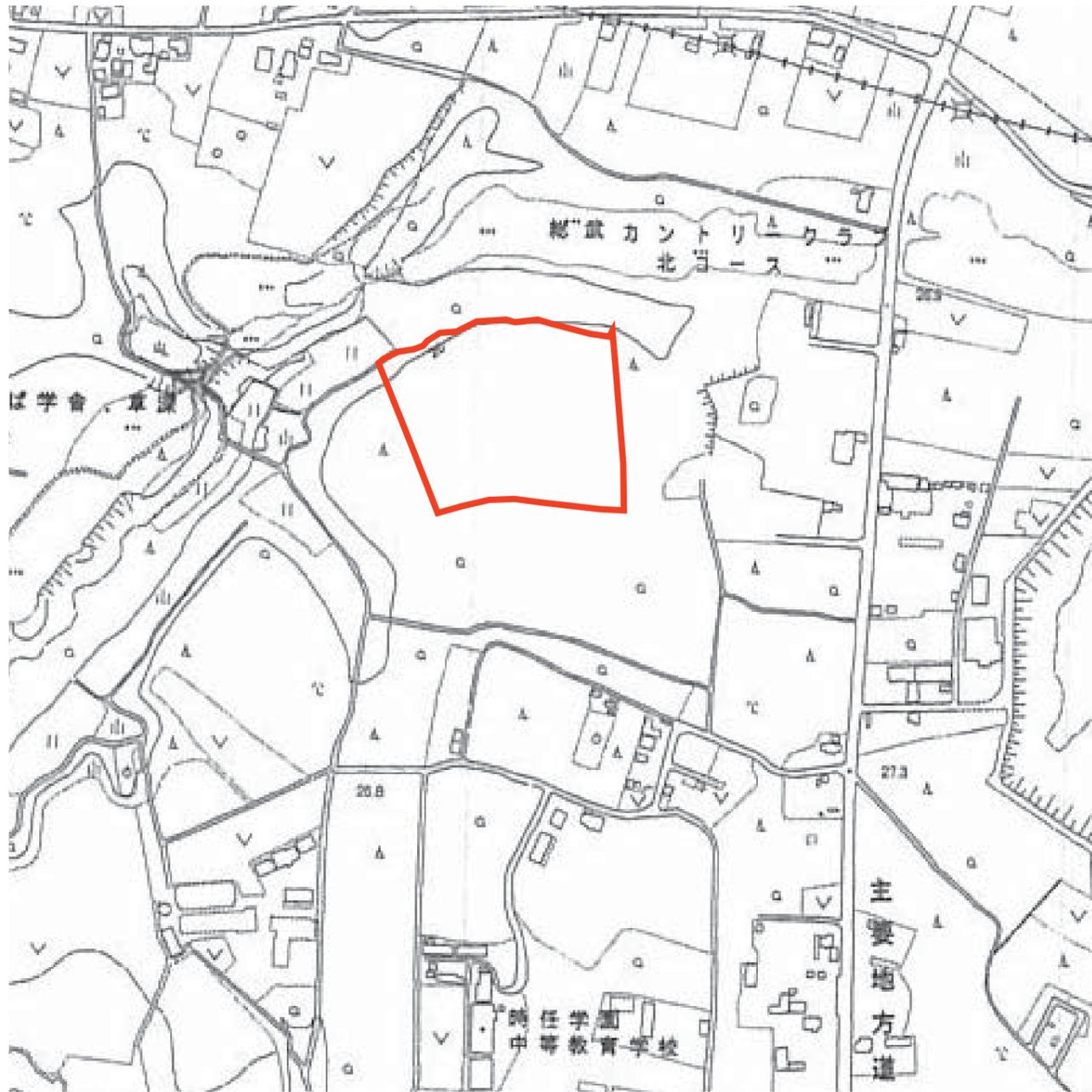
候補地の募集結果 (2)



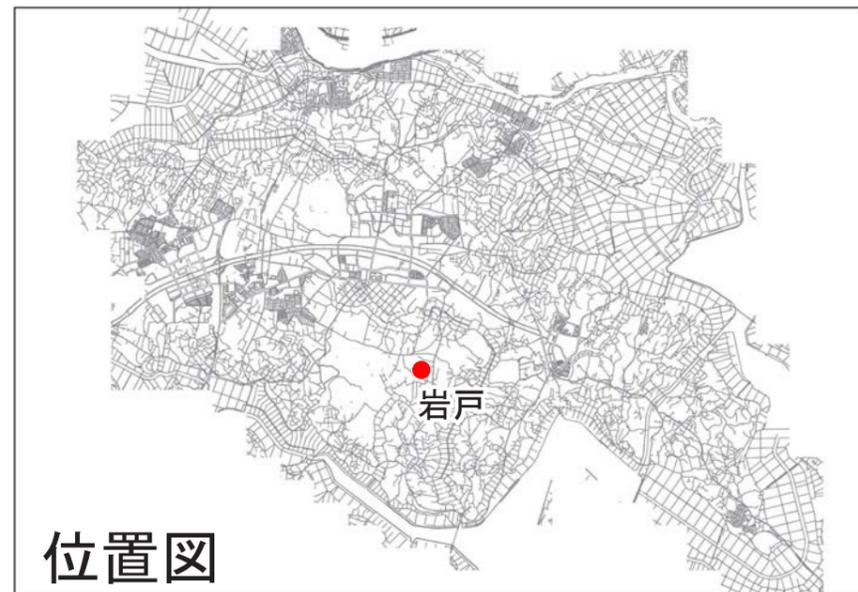
1:50,000
0 250 500 750 1,000 (m)



凡例	
区分	表示
市界	---
町界	---
村界	---
第一種市街地地区	■
第二種市街地地区	■
第三種市街地地区	■
第一種住宅地区	■
第二種住宅地区	■
第三種住宅地区	■
第一種農地地区	■
第二種農地地区	■
第三種農地地区	■
第一種森林地区	■
第二種森林地区	■
第三種森林地区	■
第一種遊樂地区	■
第二種遊樂地区	■
第三種遊樂地区	■
第一種河川地区	■
第二種河川地区	■
第三種河川地区	■
第一種公園地区	■
第二種公園地区	■
第三種公園地区	■
第一種緑地地区	■
第二種緑地地区	■
第三種緑地地区	■
第一種空地地区	■
第二種空地地区	■
第三種空地地区	■
第一種雑種地区	■
第二種雑種地区	■
第三種雑種地区	■
第一種未利用地地区	■
第二種未利用地地区	■
第三種未利用地地区	■



(平成20年5月6日撮影)



位置図

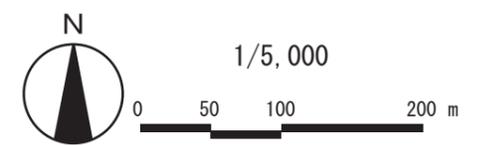
応募面積：約2.4 ha (23,782m²)

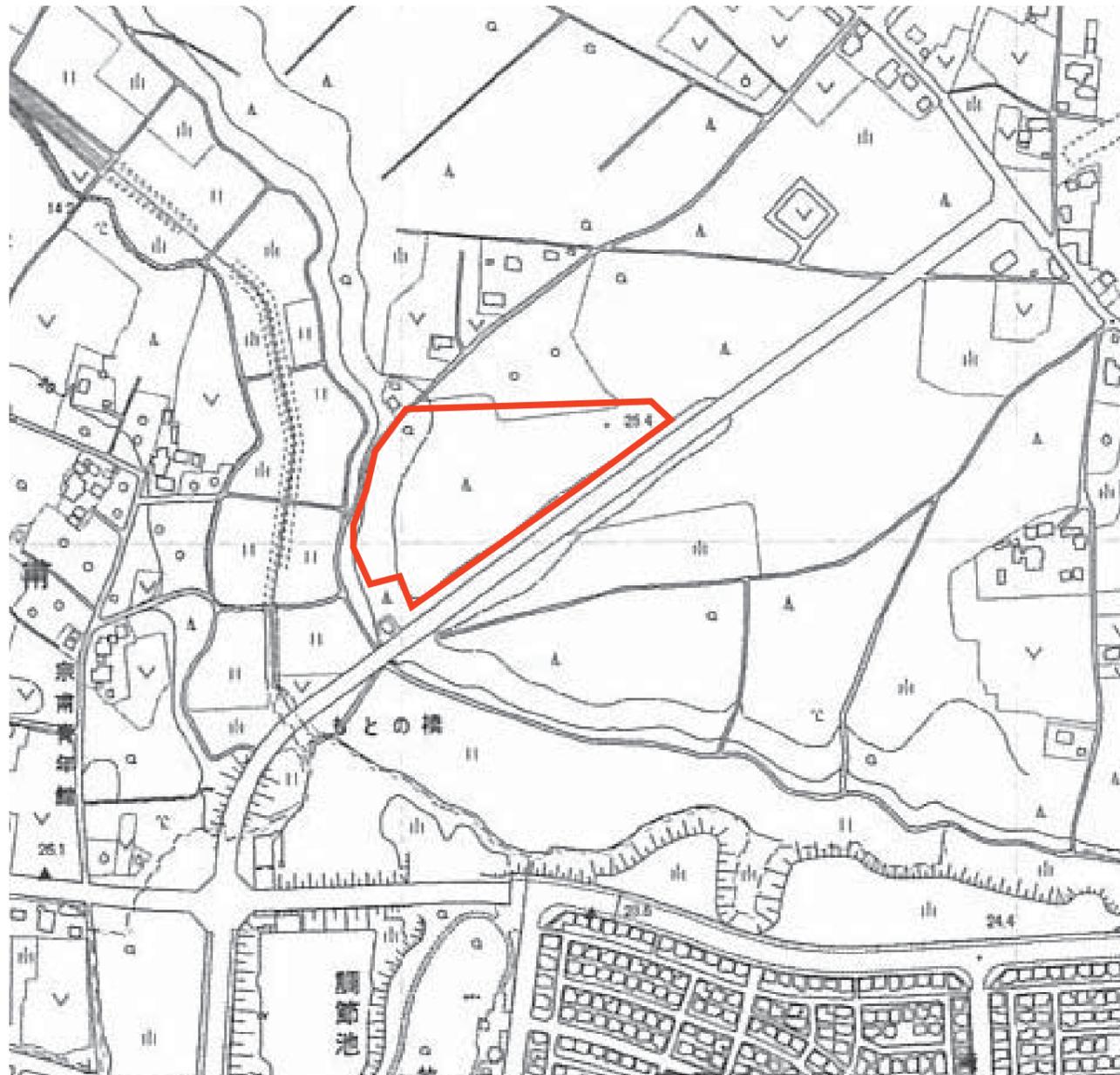
地目：山林 約2.4 ha

筆数：6筆

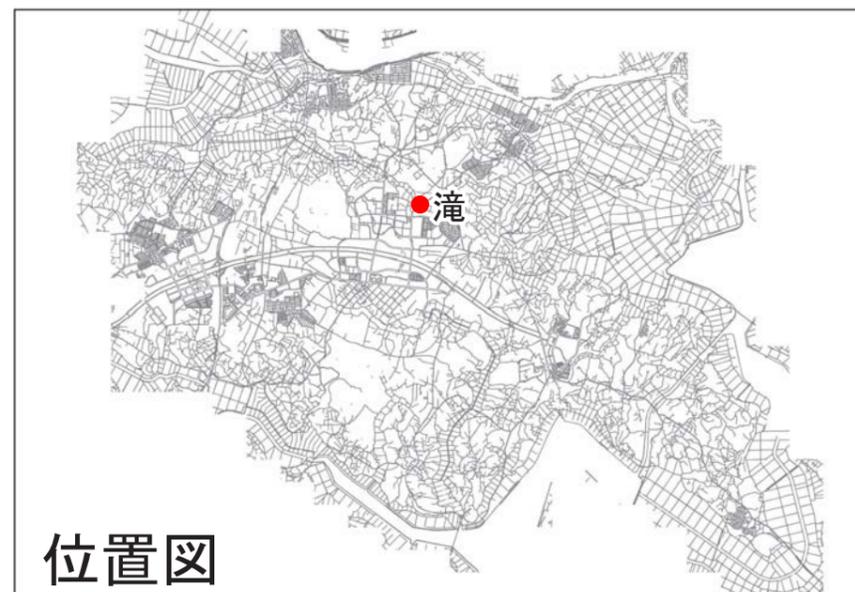
土地所有者数：5名

岩戸地区





(平成20年5月6日撮影)



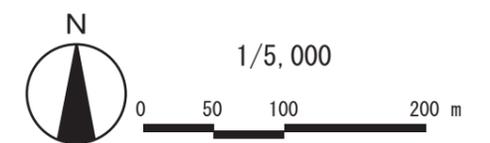
応募面積：約2.4 ha (24,451m²)

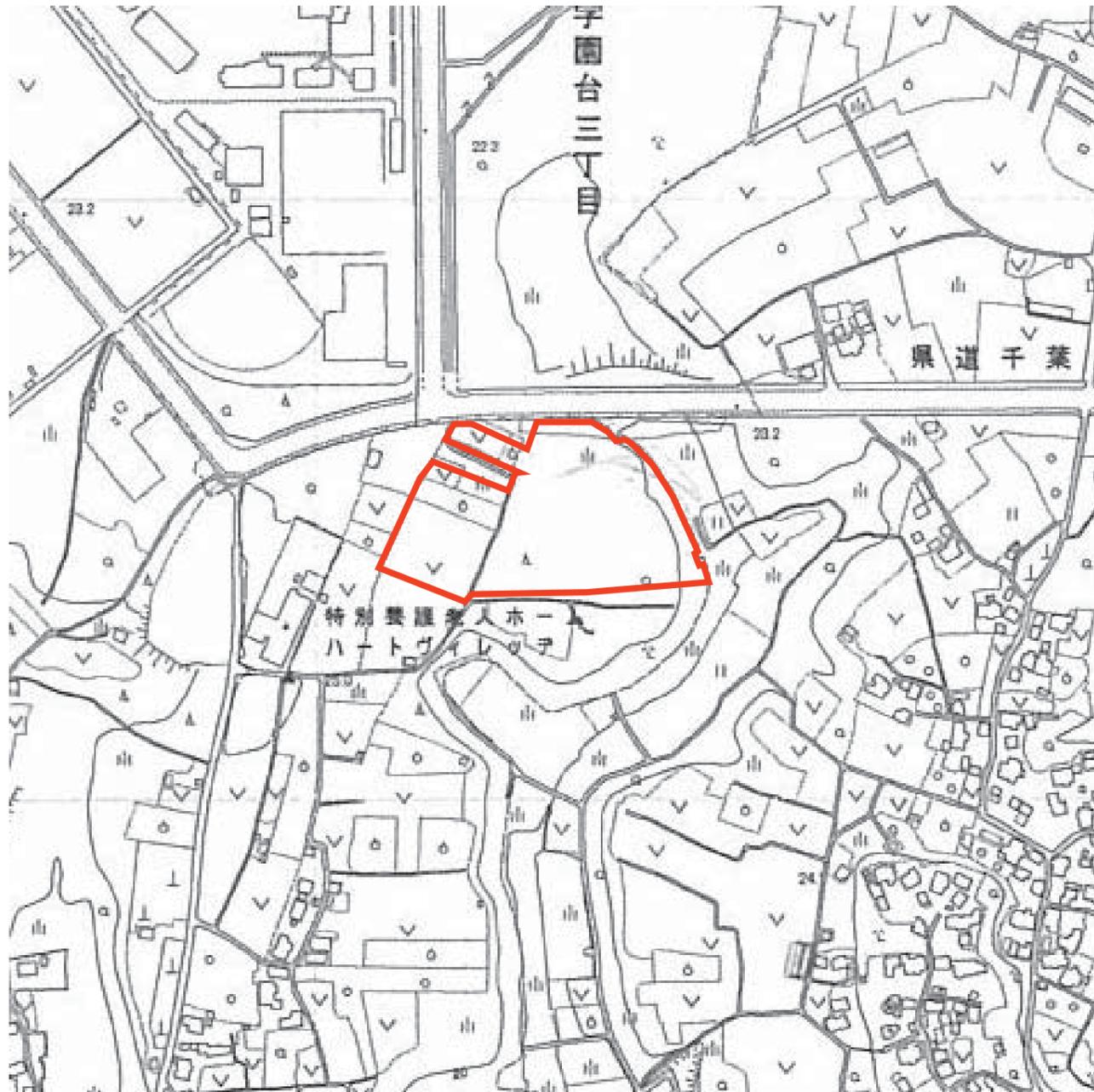
地目：山林 約2.3 ha
原野 約0.1 ha

筆数：9筆

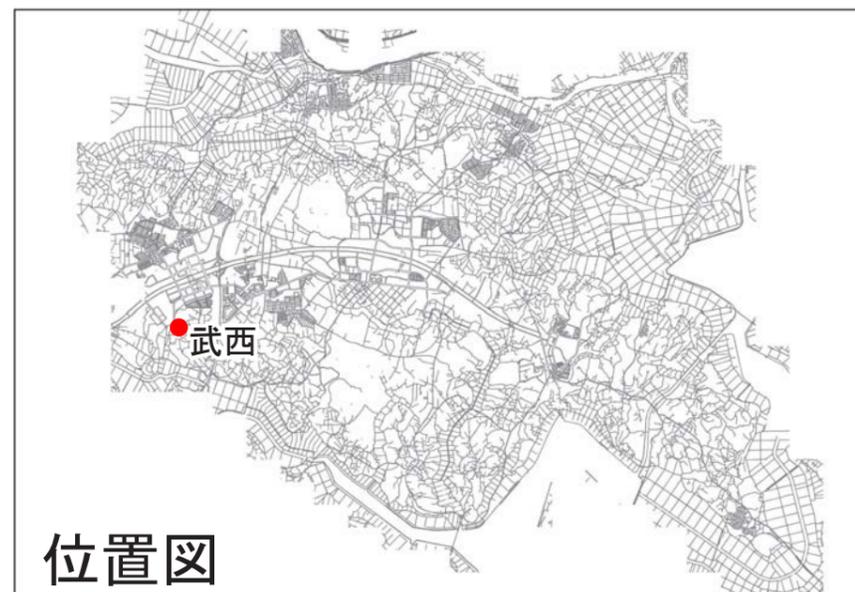
土地所有者数：10名

滝地区





(平成20年5月6日撮影)



位置図

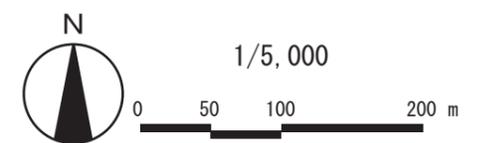
応募面積：約2.5 ha (25,406m²)

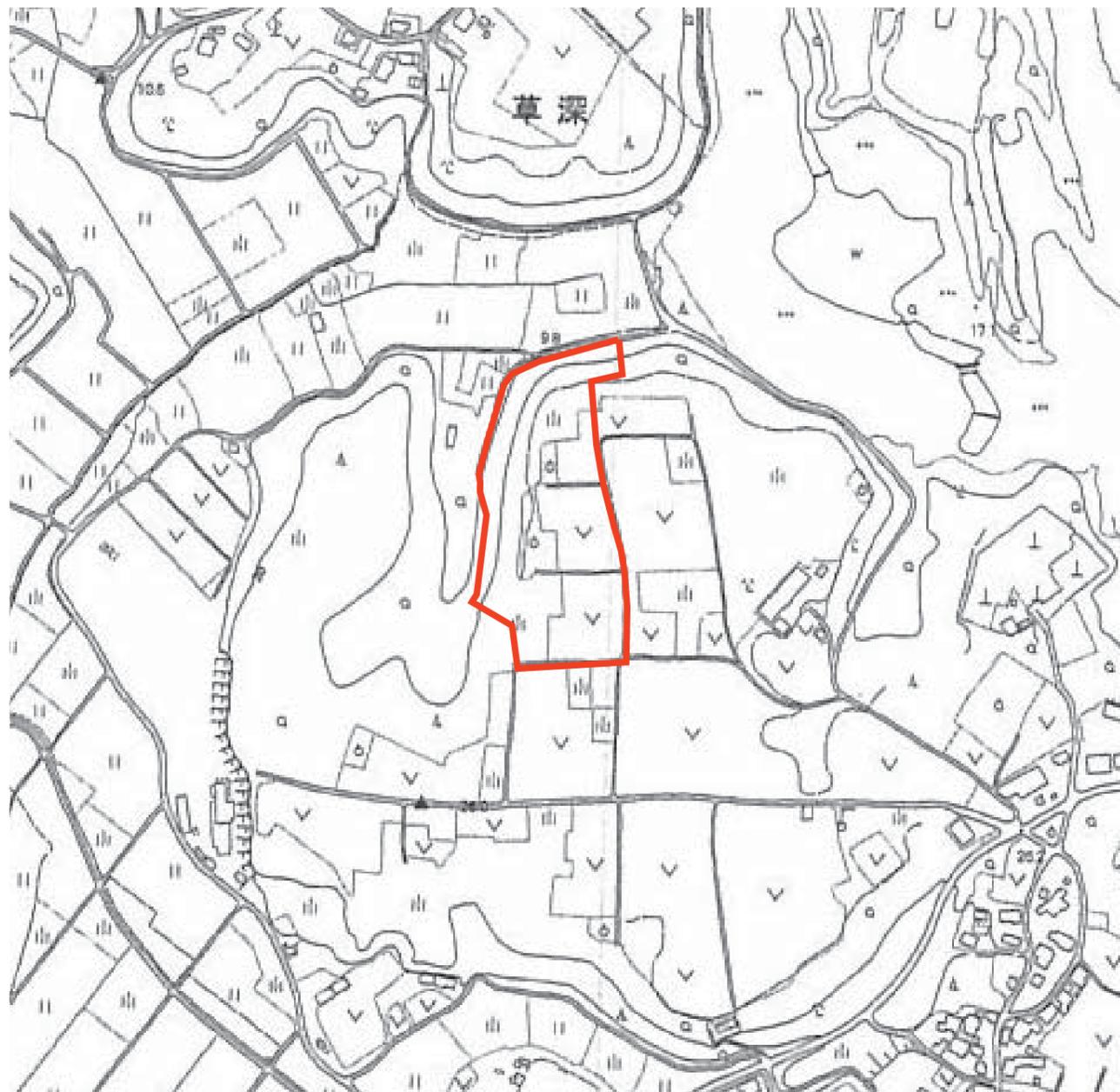
地目： 畑 約0.8 ha
山林 約1.7 ha

筆数：13筆

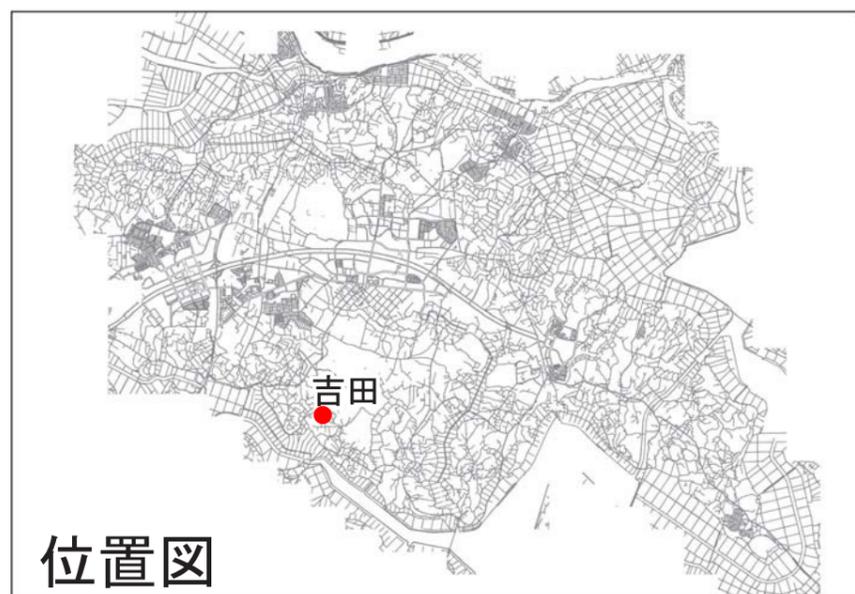
土地所有者数：9名

武西地区





(平成20年5月6日撮影)



位置図

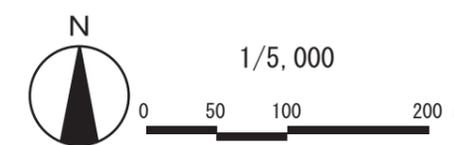
応募面積：約2.6 ha (26,125m²)

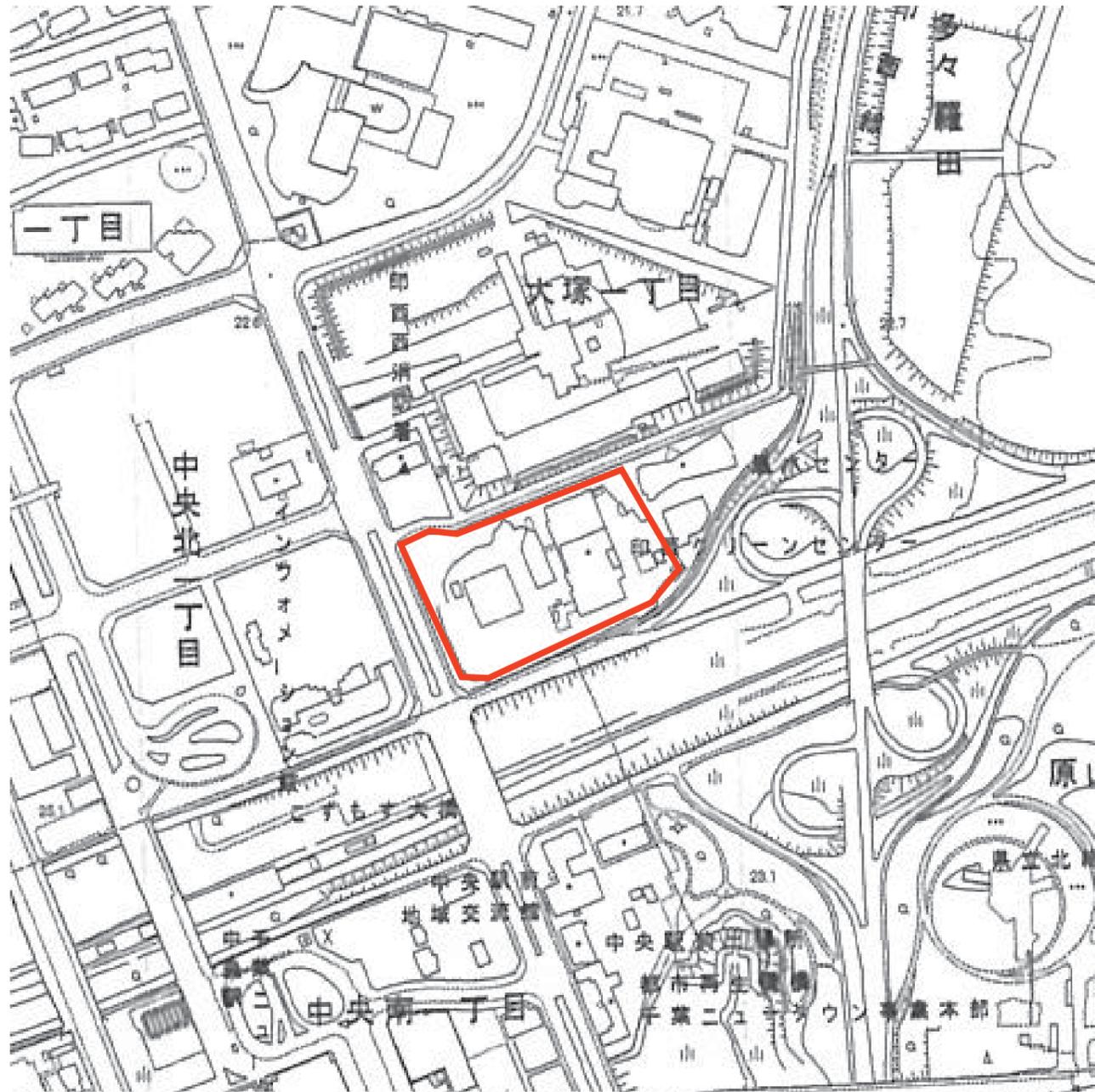
地目： 畑 約1.7 ha
山林 約0.9 ha

筆数：33筆

土地所有者数：28名

吉田地区





(平成20年5月6日撮影)



位置図

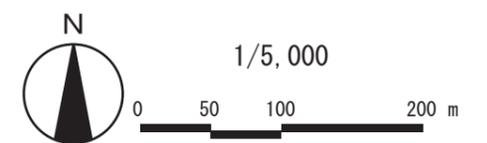
面積：約2.5 ha (24,968m²)

地目：宅地 約2.5 ha

筆数：3筆

土地所有者数：1名

現在地



(3) 候補地の比較評価結果

- 1) 1次審査結果
- 2) 2次審査結果
- 3) 3次審査結果
- 4) 順位付

1次審査結果

1次審査は全ての候補地を2次審査に進めることで決した。

1次審査:用地条件の確認

No.	確認項目	条件	岩戸地区	滝地区	武西地区	吉田地区	現在地	確認資料	備考	
1	面積要件	2.5ha (25,000㎡)程度とする。 ※防災調整池が必要な場合は2.5ha以上の面積が必要となる可能性もある。	約2.4ha (23,782㎡)	約2.4ha (24,451㎡)	約2.5ha (25,406㎡)	約2.6ha (26,125㎡)	約2.5ha (24,968㎡)		*1 岩戸地区、滝地区は、2.5haまで及ばないが、候補地内に現在地の清掃工場、管理棟、煙突及び建替用地を配置することで施設の設置が可能と判断する。なお、詳細設計においては、擁壁などの整備も考慮した造成計画を立案する。	
		地目面積	宅地	-	-	-	-			約2.5ha
			畑	-	-	約0.8ha	約1.7ha			-
			山林	約2.4ha	約2.3ha	約1.7ha	約0.9ha			-
	原野		-	約0.1ha	-	-	-			
	土地形状がいびつで施設の建設・運営に著しく不適又は困難な場合は除外する。	該当なし	該当なし	該当なし	該当なし	該当なし				
	判定	○ *1	○ *1	○	○	○	-			
2	洪水浸水地域	洪水によって浸水する地域を除外する。	浸水地域外	浸水地域外	浸水地域外	浸水地域外	浸水地域外			
	判定	○	○	○	○	○				
3	自然公園法で規定する公園	自然公園法で規定する県立自然公園を含む用地を除外する。	公園区域外	公園区域外	公園区域外	公園区域外	公園区域外			
	判定	○	○	○	○	○				
4	その他 右記 (i)~(vi) など、施設の建設・運営に著しく不適又は困難な土地を除外する。 ※2次審査以降であっても、右記事項が判明した場合は除外する。	(i) 活断層を含む土地	該当なし	該当なし	該当なし	該当なし	該当なし	-		
		(ii) 大規模な不法投棄や土壌汚染がある土地	該当なし	該当なし	該当なし	該当なし	該当なし	-		
		(iii) アクセス道路(幅員7m以上を想定)の確保が極めて困難な土地	該当なし *2	該当なし	該当なし	該当なし *2	該当なし		*2 岩戸地区、吉田地区は、既存の幹線道路に接していないことからアクセス道路の確保が必要となるが、直近に既存の幹線道路が整備済み若しくは印西市における幹線道路整備計画があること及びアクセス道路ルートを選択肢は複数であることから、現時点では左記の条件に該当しないものとする。 (候補地から当該幹線道路までの最短距離 岩戸地区:約200m、吉田地区:約235m)	
		(iv) 敷地境界の確定が困難な土地	該当なし	該当なし	該当なし	該当なし	該当なし	-	本件の具体的な確認は今後の作業となるが、現時点では左記の条件に該当しないものとする。なお、全ての候補地における各土地は、用地買収の際、隣接地との境界確定が必須となる分筆が伴わないことから、公簿面積による買収が可能である。	
		(v) 所有権以外の各種権利の解除が困難な土地	該当なし	該当なし	該当なし *3	該当なし *3	該当なし	-	*3 武西地区の土地のうち1筆と吉田地区の土地のうち1筆に、それぞれ所有権移転請求権が仮登記されているが、関係者が所有する書類の確認及びヒアリングにより、用地買収時に当該請求権の抹消が可能であることを把握した。よって、左記の条件に該当しないものとする。	
		(vi) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律で規定する暴力団及び暴力団員等が所有する土地、または、用地検討委員会が設置された平成25年2月7日以降に当該暴力団及び暴力団員等から所有権移転した土地であることが判明した場合は除外する。	該当なし	該当なし	該当なし	該当なし	該当なし	-		
	判定	○	○	○	○	○	-			

2次審査結果

2次審査は全ての候補地を3次審査に進めることで決した。

2次審査: 100点からの減点評価(施設の建設・運営に適さない用地を評価する視点)

No.	最大減点	大項目	最大減点	小項目	評価の考え方	減点					現在地	評価基準	確認資料	
						岩戸地区	滝地区	武西地区	吉田地区	現在地				
5	-35点	生活環境の保全	-30点	地域住民の日常生活への影響	地域住民の日常生活への影響が懸念される候補地を減点。	住宅	0点	-	-	-	-	-	300m以内に住宅がない。	
							-5点	-5	-	-	-5	-5	100m以内に住宅がなく、100m超から300m以内に住宅がある。	
							-10点	-	-10	-10	-	-	100m以内に住宅がある。	
						学校等	0点	-	0	-	0	0	300m以内に「学校」、「保育所」、「図書館」のいずれもない。	
							-5点	-5	-	-	-	-	100m以内に「学校」、「保育所」、「図書館」のいずれもなく、100m超から300m以内に「学校」又は「保育所」又は「図書館」がある。	
							-10点	-	-	-10	-	-	100m以内に「学校」又は「保育所」又は「図書館」がある。	
						病院等	0点	0	0	-	0	-	300m以内に「病院」、「診療所」、「特別養護老人ホーム」のいずれもない。	
							-5点	-	-	-	-	-	100m以内に「病院」、「診療所」、「特別養護老人ホーム」のいずれもなく、100m超から300m以内に「病院」又は「診療所」又は「特別養護老人ホーム」がある。	
							-10点	-	-	-10	-	-10	100m以内に「病院」又は「診療所」又は「特別養護老人ホーム」がある。	
6			-5点	地域景観への影響	地域景観への影響が懸念される候補地を減点。(総合的な評価)	0~-5点	-1	-3	-3	-1	-2	総合的な評価に当たって想定する着目点 歴史的文化的景観、景勝地としての景観及び市街地景観等への影響 (全委員の評点平均)	-	
7	-25点	自然環境等の保全	-10点	里地里山の保全	里地里山の保全への影響が懸念される候補地を減点。(総合的な評価)	0~-10点	-10	-10	-7	-4	0	総合的な評価に当たって想定する着目点 森林、草原、ため池、湧水、それらと混在する農地及び行政等による保全活動等の状況		
-5点			生物多様性の保全	貴重種が分布または猛禽類の高利用域である可能性が高い候補地を減点。	0点	-	-	-	-	0	候補地内に貴重種が分布または猛禽類の高利用域である可能性が低い。	-		
-5点			地球温暖化防止	収集運搬車の排出ガス(温室効果ガス)の抑制に不利な候補地を減点。	-5点	-5	-5	-5	-5	-	候補地内に貴重種が分布または猛禽類の高利用域である可能性が高い。			
9			-10点	地球温暖化防止	収集運搬車の排出ガス(温室効果ガス)の抑制に不利な候補地を減点。	0~-10点	-10	-9	-9	-10	-9	収集運搬車による温室効果ガスの発生量が最多の候補地を「-10点」とし、他の候補地は点数を比例配分する。-10点×(当該地における温室効果ガス発生量/最多の温室効果ガス発生量)※小数点以下第1位を四捨五入し整数とする。		
10	-25点	法規制	-20点	各種規制の状況	各種の規制を受ける候補地を減点。	航空規制	0点	0	0	0	0	0	高さ制限がない。または、高さ制限があっても100m以上の煙突設置が可能。	
							-3点	-	-	-	-	-	高さ制限はあるが、60m以上100m未満の煙突設置が可能。	
							-5点	-	-	-	-	-	高さ制限により60m未満の煙突設置しか出来ない。	
						埋蔵文化財包蔵地	0点	0	0	-	-	0	候補地内に調査対象となる埋蔵文化財包蔵地がない。	
							-3点	-	-	-	-	-	候補地内の50%未満が調査対象となる埋蔵文化財包蔵地。	
							-5点	-	-	-5	-5	-	候補地内の50%以上が調査対象となる埋蔵文化財包蔵地。	
						農用地区域	0点	0	0	0	0	0	候補地内に農用地区域がない。	
							-3点	-	-	-	-	-	候補地内の50%未満が農用地区域。	
							-5点	-	-	-	-	-	候補地内の50%以上が農用地区域。	
生産緑地地区	0点	0	0	0	0	0	候補地内に生産緑地地区がない。							
	-3点	-	-	-	-	-	候補地内の50%未満が生産緑地地区。							
	-5点	-	-	-	-	-	候補地内の50%以上が生産緑地地区。							
11			-5点	用途地域の適合	都市計画法で規定する工業系及び市街化調整区域以外の用途地域を減点。	0点	0	0	0	0	-	準工業地域、工業地域、工業専用地域、市街化調整区域		
						-5点	-	-	-	-	-5	第1種及び第2種低層住居専用地域、第1種及び第2種中高層住居専用地域、第1種及び第2種住居地域、準住居地域、近隣商業地域、商業地域		
12	-15点	地盤の安定性	-10点	液状化予測地域	液状化が懸念される候補地を減点。	0点	0	0	0	0	-	候補地内は液状化対象外である。		
-5点						-	-	-	-	-5	候補地内に液状化がしやすい土地がなく、ややしやすい土地がある。			
-10点						-	-	-	-	-	候補地内に液状化がしやすい土地がある。			
13			-5点	地形の状況	土砂災害が懸念される候補地を減点。	0点	0	0	0	0	0	候補地内に急傾斜地崩壊危険区域または土砂災害警戒区域等がない。		
						-5点	-	-	-	-	-	候補地内に急傾斜地崩壊危険区域または土砂災害警戒区域等がある。		
減点評価結果(最大 -100)							-36	-37	-59	-30	-36			
2次審査の評価順位							2	4	5	1	2			

3次審査結果(案)

. . . 審議中

3次審査:100点までの加点評価(より良い施設となり得る用地を評価する視点)

No.	大項目		小項目		評価の考え方	加点	岩戸地区	滝地区	武西地区	吉田地区	現在地	評価基準	確認資料
	最大加点		最大加点										
14	40点	周辺住民の理解度・協力度	40点	周辺住民の理解度・協力度の状況	周辺住民の理解度・協力度が高い候補地が望ましい。 (総合的な評価)	0~40点	9	6	7	27	7	総合的な評価に当たって想定する着目点 周辺住民意見交換会などにより用地検討委員会が把握した次の状況 ①応募者及び町内会・自治会等が行った周辺住民意見の集約方法(アンケート実施及び会議開催等)、②周辺住民の中間処理施設に対する情報把握の正確さ、③周辺住民の中間処理施設に対する理解の深さ、④周辺住民の誘致意欲の高さ、⑤周辺住民の賛成の程度(反対者の割合、反対の理由及び反対の強さも確認)、⑥周辺住民と今後も継続協議が出来る状況か否か。また、その程度、⑦町内会・自治会等の同意書の有無等	
15	30点	経済性	30点	概算事業費	用地取得費用、基盤整備費用及建設費用の合計が安価な候補地が望ましい。	0~30点						概算事業費が最も安価な候補地を「30点」とし、他の候補地は点数を比例配分。 30点×最も安価な概算事業費/(当該地における概算事業費) ※小数点以下第1位を四捨五入し整数とする。	
16	30点	地域社会貢献	30点	地域活性化への寄与	地域活性化への寄与が高い候補地が望ましい。 (総合的な評価)	0~30点						総合的な評価に当たって想定する着目点 ごみ焼却熱の利用形態、防災機能の効果、情報発信機能の効果及び地域産業への寄与としての優位性・将来性等	
加点評価結果													

順位付

2次審査の評価点に3次審査の評価点を加えた合計点で順位付けを行った。

区分	岩戸地区	滝地区	武西地区	吉田地区	現在地	備考
2次審査結果 減点評価(施設の建設・運営に適さない用地を評価する視点)	-36	-37	-59	-30	-36	地域住民の日常生活の影響として、住宅・学校・病院等の人が集まる施設について現地調査で確認を行った。こうした施設が候補地周辺に存在することが減点評価とした。
100点から減点後の点数	64	63	41	70	64	100点から減点評価後の点数
3次審査結果 加点評価(より良い施設となり得る用地を評価する視点)						各地区ごとに整理し、3つ(周辺住民の理解度・協力度、経済性、地域社会貢献)のカテゴリーで点数化(加点評価)する。
総合評価得点						100点から減点評価後点数に3次審査の点数を加算する。(合計は200点満点)
順位						

(4) 候補地の記述評価及び詳細情報

候補地の記述評価

候補地	吉田	現在地	滝	岩戸	武西
順位 (点数)	○位 (点)	○位 (点)	○位 (点)	○位 (点)	○位 (点)
候補地及び周辺 の特性	<ul style="list-style-type: none"> ・候補地の約65%が畑であり、そこは全域が文化財包蔵地である。 ・誘致意欲が高い 	<ul style="list-style-type: none"> ・候補地内に液状化の注意喚起箇所がある。候補地は住居系の用途地域である。(第2種住居地域) ・近傍に高層住宅の立地がある。 ・候補地敷地境界から概ね300m内に歯科医が2軒、診療所1軒が立地するほか、病院計画がある。 ・里地里山、生物多様性への減点要素はない。 	<ul style="list-style-type: none"> ・候補地敷地境界から極めて至近距離に住宅の立地がある。(約20m) ・候補地の全域が地域森林計画対象民有林である。 	<ul style="list-style-type: none"> ・候補地の全域が地域森林計画対象民有林である。 	<ul style="list-style-type: none"> ・候補地の近傍に住宅、学校等及び病院等の立地があり、地域住民の日常生活への影響が大きい。 ・候補地の約75%が文化財包蔵地である。
事業の実現にあたり 不利であると考えられる点	<ul style="list-style-type: none"> ・本候補地に隣接する幹線道路がないことから、施設整備において、新たなアクセス道路の整備が必須となる。アクセス道路の確保が極めて困難な土地は、1次審査における用地条件を満たさない判断となるが、アクセス道路の整備ルートは複数が想定されることから現段階で候補地から除外しないことで決した。しかしながら、現時点で事業の同意を得ていない土地所有者との買収交渉及び買収地の境界確定が伴う分筆が想定されることから、今後の状況によっては事業の実現性が危ぶまれる可能性がある。 ・防災調整池の排水に係る地区外水路整備が必要な場合、用地買収の可能性がある。その際、現時点で事業の同意を得ていない土地所有者との買収交渉及び買収地の境界確定が伴う分筆が想定されることから、今後の状況によっては、事業の実現性が危ぶまれる可能性がある。 	<ul style="list-style-type: none"> ・本候補地は、在来地区である他の候補地と異なり人口が密集する都市部に位置しており、近傍には高層住宅が林立しているほか、駅をはじめ、多くの商業施設などが立地している状況である。 	<ul style="list-style-type: none"> ・防災調整池の排水に係る地区外水路整備が必要な場合、用地買収の可能性がある。その際、現時点で事業の同意を得ていない土地所有者との買収交渉及び買収地の境界確定が伴う分筆が想定されることから、今後の状況によっては、事業の実現性が危ぶまれる可能性がある。 	<ul style="list-style-type: none"> ・本候補地に隣接する幹線道路がないことから、施設整備において、新たなアクセス道路の整備が必須となる。アクセス道路の確保が極めて困難な土地は、1次審査における用地条件を満たさない判断となるが、アクセス道路の整備ルートは複数が想定されることから現時点で候補地から除外しないことで決した。しかしながら、現時点で事業の同意を得ていない土地所有者との買収交渉及び買収地の境界確定が伴う分筆が想定されることから、今後の状況によっては事業の実現性が危ぶまれる可能性がある。 ・防災調整池の排水に係る地区外水路整備が必要な場合、用地買収の可能性がある。その際、現時点で事業の同意を得ていない土地所有者との買収交渉及び買収地の境界確定が伴う分筆が想定されることから、今後の状況によっては、事業の実現性が危ぶまれる可能性がある。 ・最終処分場が既に立地しているほか、民間の産業廃棄物施設等の立地があるため、廃棄物関係施設の偏在に拍車がかかる可能性がある。 	<ul style="list-style-type: none"> ・防災調整池の排水に係る地区外水路整備が必要な場合、用地買収の可能性がある。その際、現時点で事業の同意を得ていない土地所有者との買収交渉及び買収地の境界確定が伴う分筆が想定されることから、今後の状況によっては、事業の実現性が危ぶまれる可能性がある。
備考	事業誘致に対する賛成同意書 資料編 () -P 参照	更新反対の請願及び要望書 資料編 () -P 参照	本候補地での事業反対の請願書 資料編 () -P 参照	—	—

おわりに（案）

廃棄物処理施設は、東日本大震災以降、生活環境の保全及び公衆衛生の向上を図ることを前提として、地域の自立・分散型エネルギー拠点として廃棄物処理施設の重要性が再認識され、地域のエネルギーセンターとしての役割が期待されているところである。

また、平成 26 年 6 月 3 日に「国土強靱化基本法」が閣議決定されたことにより、国を挙げた防災・減災の取り組みが推進されており、廃棄物処理施設においては、災害廃棄物の受け入れや避難場所、救出救援の活動拠点としての役割など、社会的な要請に対応して必要な機能を備えていくことが求められている。

オイルショックやライフスタイルの変化に伴うごみの増加、ダイオキシン類問題、多様な自然災害など様々な時代を経て、単にごみを衛生的に焼却処理し減量・減容化を行う施設としてだけでなく廃棄物からエネルギーを回収する施設、また、災害時の防災拠点としての役割を果たす施設として、次世代を背負っていく若者たちが将来に明るい希望を持てる環境を獲得する一端を担う施設として期待されていくことと考える。

特筆すべきは、近年、全国的にも老朽化した廃棄物処理施設の多くが更新時期を迎えており、その多くが施設建設用地の確保、施設整備にあたっては相当の苦慮があり、最大の課題となっている。

いかに廃棄物処理施設の本質を住民皆様に理解を得ることができるのか、今回の用地選定にあたり、候補地を公募することと示した段階から本事業を自分の地区の活性化につながる起爆剤として考え、新しい清掃工場が自分の地区に来ることで「地区にどんな可能性があるのだろう」「施設と共に地区の発展ができるのではないか」といった将来像を思い描けるプラス発想への転換を図る環境づくりとして、官民が一緒に取り組んでいけるプロセスを構築していくことが、必要不可欠な作業であることを記述させていただく。

建設候補地の決定後においても周辺住民への丁寧な説明を行い、地域振興策を含む基本計画の策定と住民合意形成を図るための粘り強い住民折衝が必要となってくる。

是非、今回の用地選定を参考として、極力、住民参加と情報公開を図りつつ事業を推進し、地域に根差した施設として全国に誇れる次期中間処理施設が完成することを祈念する。

末筆ではあるが、用地選定にあたり、公募という先進的な手法を取り入れた中で、その主旨を理解し、応募していただいた関係者の皆様並びに周辺住民意見交換会に出席していただいた周辺町内会の皆様、また、里地里山及び生物多様性の保全における審議にあたり、専門的見地から貴重なご提言をいただいた東邦大学理学部生物学科教授の長谷川雅美様、資料提供に快く応じていただいた印西サシバの会の堺義昭様並びに東京大学農学生命科学研究科生物多様性科学研究室 特任研究員栗山武夫様、また、委員会での協議に関し、ご多用の折ご協力をいただいた関係者の皆様に心から感謝申し上げる次第である。

次期中間処理施設整備事業用地検討委員会 委員長 寺嶋 均